

平成27年7月15日

国土交通省運輸審議会 御中

神戸市中央区下山手通5-10-1
(兵庫県健康福祉部生活消費局消費生活課内)
兵庫県消費者団体連絡協議会
会長 幡井政子



公 述 申 込 書

1 事案番号

平27
第5005号

2 事案の種類

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定

3 指定する地域

神戸市域交通圏

4 公述人

兵庫県消費者団体連絡協議会
会長 幡井政子

■■■■■■■■■■ (93才)

〒650-0011

神戸市中央区下山手通5-10-1 (兵庫県健康福祉部生活消費局消費生活課内)

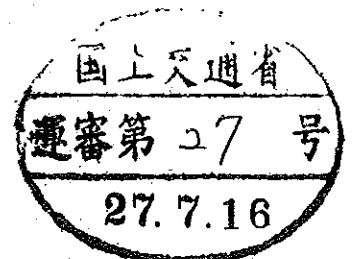
078(362)3157

(自宅)

■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■

5 事案に対する賛否

特定地域の指定に関して賛成します。



平成27年7月15日

国土交通省運輸審議会 御中

神戸市中央区下山手通5-10-1

(兵庫県健康福祉部生活消費局消費生活課内)

兵庫県消費者団体連絡協議会

会長 幡井政子



TEL 078(362)3157

公 述 書

- 1 私は、兵庫県消費者団体連絡協議会会長として、特定地域の指定について、賛成の立場で公述させていただきます。
- 2 特定地域の指定に関しては、平成27年4月20日、神戸市域交通圏タクシー準特定地域協議会が開催されました。私も構成員として参加させていただいたのですが、私を含めて、全会一致により神戸市域交通圏の特定地域の指定について「合意する」ということになりました。

このことは、神戸市域交通圏においては、タクシー車両が供給過剰であるため、このまま放置すると、輸送の安全及び利用者の利便を確保することが困難となることから、特定地域の指定を行い、協議会において、タクシー事業の適正化及び活性化の取り組みを行うということになったものです。

タクシーの供給過剰の問題について言いますと、タクシー車両は確かに増えすぎています。これだけ増えますと、タクシー輸送が旅客運送であることを勧告しますと、安全・安心が大丈夫かと心配になります。

公共交通は安全であるべきです。そのためにも、運転者の方が一定の収入があって、安心して走れるような環境を整えるべきです。何らかの規制をしながら適正化を図っていただけると利用者としてはありがたいと思います。

3 次に、私は、消費者団体の代表ですので、利用者・消費者の立場から言わせていただくと、タクシー事業者・運転者は、お客様の様々なニーズ対応した取り組みが大事だと思うのですが、まだまだ不十分だと思います。また、タクシー事業者はタクシー運転者の接遇マナーについても力を入れて取り組むべきです。

4 せっかくの機会ですので、利用者・消費者の立場で3点申し上げたいと思います。まず、1点目ですが、タクシー利用者がタクシーを選択できるようにしていただきたいということです。タクシー乗り場では順番にタクシーが来ますので、タクシーを選択することができません。利用者が、車両を見て、運転者を見て、タクシー会社名を見て選択できるようにしていただきたいと思います。

5 2点目ですが、高齢化社会を迎えて、高齢者、障害者などの輸送が増加していますが、ドア・ツー・ドアの個別輸送機関であるタクシーの役割がますます重要になっています。このことから、あらゆるお客さまに対応できる「ユニバーサルドライバー」をもっと増やしてほしいと思います。

6 3点目ですが、すべての運転者が「心」のバリア（偏見、差別、誤解、理解不足）をなくして、思いやりの「心」でお客さまに対応できる運転者になっていただきたいと思いますし、事業者の皆様のこのための努力が必要です。

以上3点申しあげましたが、よろしくお願い致します。

7 最後に、特定地域の指定については、指定をしていただき、私ども利用者・消費者と国・地方の行政機関、タクシー事業者など関係者が一同に集まって、地域の交通確保のための諸課題に取り組むことが必要だと思っておりますので、よろしくお願い致します。

以上をもちまして私の公述を終わります。